

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本職業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、進展する経済社会に即応して国民各層の職業・雇用及び能力開発に関する理解を深めるための調査、広報等を行い、職業人としての意識の高揚を図るとともに勤労者の福祉の増進を図るための事業を行い人間性豊かな社会発展に寄与し、あわせて国際職業安定行政職員協会その他海外関係団体と連携して職業及び雇用の問題を通ずる国際理解と親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 職業及び雇用・能力開発に関する啓発広告活動
- (2) 職業及び雇用・能力開発に関する調査及び資料の整備
- (3) 国際職業安定行政職員協会その他海外関係団体との提携その他国際交流の促進
- (4) 職業・雇用業務、職業能力開発業務関係者の親睦と福利の増進
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で実施する。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で基本財産とすることを決議した財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用は、理事会の決議に基づいて会長が行うものとする。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の目的達成上、特に必要があると認められる場合には、理事会において理事現在数3分の2以上の決議を得、評議員会の承認を経たうえで、その一部を処分し、また担保に供することができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第8条 この法人が、長期の借入(返済期間が1年以上のものをいう。)をしようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該年度が終了するまでの間、事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、(3)及び(4)の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 第1項の定時評議員会の終結後、直ちに法令の定めるところにより、「貸借対照表」を公告するものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業年度)

第 11 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 賛助会員

(賛助会員)

第 12 条 この法人の目的に賛同し、この法人に対して毎年1,000円以上の金額を拠出する者を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めることとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第 13 条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任される者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(解任等)

第 16 条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において3分の2以上の決議によりこれを解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、当事者たる評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。

(3) その他、前各号に準ずる重大な事由があるとき。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができるものとする。

第2節 評議員会

(組織)

第18条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬及び費用の額
- (3) 役員の報酬並びに費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産損益計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他、法人法並びにこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。この場合、評議員会の開催日は、その請求のあった日から6週間以内の日としなければならない。

(招集の通知)

第22条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員及び監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項並びに法人法施行規則第58条に定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

3 会長は、監事を辞任した者に対し、辞任後直近の評議員会について法人法第177条で準用する同法第74条第3項に定めるところにより、評議員会を招集する旨、その他必要な事項を通知しなければならない。

4 会長は定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し第10条第1項の規定による理事会の決議を経た貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。
(決 議)

第 24 条 評議員会の議事は、「法人法」第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名、押印しなければならない。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を「会長」とする。会長は、法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち 3 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とする。専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長は、会長が理事のうちから指名する。

4 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

7 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、業務を執行する。

- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長を補佐して業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了より退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得て、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当事者にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において、当事者に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の報酬等は、評議員会において別に定める「報酬等の支給基準」に従って支給する。
(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第3者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第3者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、役員が法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第37条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な会務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第2節 理事会

(組織)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(開催及び招集)

第40条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、開催日の1週間前までに、書面で各理事及び監事に通知をしなければならない。
- 5 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係をも有する理事は、議決に加わることができない。
(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について

て、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合に

おいては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には当該会議に出席した会長及び監事が記名、押印しなければならない。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 14 条・第 16 条についても適用する。
(合併等)

第 47 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に寄附するものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局に関する基本的な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 52 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、認可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 第 10 条により報告又は決議された書類
 - (5) 監査報告
 - (6) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。
 - 3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第 8 章 公告

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 補則

(委 任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 11 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 相澤 徹 猪股 靖、 岡部 晃三、清水 傳雄、 関 繁、
仲西 孝夫 廣瀬 明、 藤沢 直明、藤嶋 建志、藤田 寿彦、
監事 河津 浩安、 菊地 勤
- 4 この法人の最初の会長（代表理事）は岡部 晃三とする。
- 5 この法人の最初の専務理事（業務執行理事）は藤嶋 建志とする。

附 則

- 1 この定款の変更は令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。